

# 多度津町新庁舎整備基本構想

平成29年11月27日

多 度 津 町

## 目 次

第 1 章 新庁舎整備の背景. . . . .	3
第 2 章 新庁舎整備の基本理念. . . . .	7
第 3 章 新庁舎整備の基本方針. . . . .	8
第 4 章 新庁舎の整備位置及び規模. . . . .	10
第 5 章 新庁舎整備における財源の確保と事業手法について. . . . .	13
第 6 章 新庁舎整備スケジュール. . . . .	14
《資料編》. . . . .	15
資料 1 総務省「起債算定基準」に基づく算定. . . . .	16
資料 2 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定. . . . .	17
資料 3 現庁舎及び関連施設と算定基準との比較. . . . .	18

## 第1章 新庁舎整備の背景

### 1 庁舎の現状

現在の庁舎は昭和45年（1970年）10月に建設されたもので、鉄筋コンクリート造り5階建て、カーテンウォール外装の美観を備えた当時としてはモダンな建物であり、長年にわたり町のシンボルとして親しまれてきました。

しかし、現庁舎は経年とともに老朽化が加速度的に進むとともに、近い将来、南海トラフを震源とする大地震の発生が確実視されており、現庁舎のまま防災・災害復興対策拠点としての機能を果たすことは難しいと考えられることから、根本的な対応を迫られています。

また、本庁舎及び一部の課が入っている福祉センターについては、近年発表された津波ハザードマップにおける浸水想定区域に立地しており、災害対策機能の確保の観点から、当該区域外への移転が急務であると考えられます。加えて、窓口対応スペースが狭く、各種手続を行う際、利用者である町民の皆さんが不便を強いられている状況があるだけでなく、来庁者用の駐車場も不足しており、町民の皆さんの利便性やサービスの低下、さらには窓口分散による行政効率の低下をも招いている現状があります。

こうした課題を解決し、今後ますます多様化する行政需要に対応するために、新庁舎の整備が求められていることから、この度、庁内における関係課長等で構成する「新庁舎整備検討委員会」を設置するとともに、執行部における検討内容については議会に対しても随時、報告していきたいと考えるものです。



<現在の庁舎>

### (1) 本庁舎及び関連施設（本庁機能分）の現状

単位：m<sup>2</sup>

施設名	配置所管課等	建築年等	延床面積（内事務室）	
本庁舎	議会事務局、町長公室、総務課、建設課、政策企画課、住民課、税務課、福祉保健課、出納室	昭和45年	3,342	1,062.45
	附属棟（組合事務所、車庫・倉庫等）		499	53.58
福祉センター	産業課、教育委員会、地域包括支援センター	昭和49年	2,194	376.59
健康センター	保健センター（本体、ビーチ）	平成6年	3,964	95.00
水道庁舎	上下水道課	昭和45年	1,796	—
リサイクルプラザ*	環境課	平成14年	1,939	—
消防庁舎	消防本部	平成27年	1,602	—

※建築年は当初建築年であり、延床面積については後の増築等を含む。

### (2) 庁舎関連駐車場の現状

単位：台

施設名		駐車台数	備考
本庁舎	公用車	24	+1程度
	来客用	46	23（東側）+23（西側…おもいやり2+高齢者1）
福祉センター		20	15（おもいやり1）+5（砂利部）
職員第二駐車場		80	70（現在の駐車台数）+10（駐車可能）
合計		170	職員195人のうち出先等関係職員は91人（47%）

### (3) 本庁舎関連維持管理費の推移

単位：千円

施設名	H25	H26	H27	H28
庁舎等管理委託料	1,819	1,871	2,139	1,944
<b>庁舎修繕料</b>	551	423	2,154	<b>3,541</b>
電気料金	6,494	6,492	5,069	5,004
上下水道料金	1,406	980	571	516
燃料代	248	242	214	182
合計	10,518	10,008	10,147	<b>11,187</b>

## 2 現庁舎（福祉センター含む）の課題

### 1. 立地・構造

- (1) 老朽化により大地震の発生時などにおける、防災拠点としての機能を果たすことが極めて困難である。
- (2) 経年劣化が進み耐震性に欠けると推測されるため、来庁者の安全性確保が難しいと思われる。



- (3) 庁舎の躯体部分はもとより、給排水設備の老朽化が著しい。また、同設備の修繕時には屋外配管による施工を余儀なくされ、景観が損なわれている。加えて、屋上・外壁の劣化・損傷が激しいことを原因とする雨漏りが頻繁におこり、その対応に係る修繕費がかさむ状況が近年特に著しい。



- (4) 本庁舎・福祉センターともに津波浸水想定区域内にあるため、発災時にそれぞれが災害対策本部・避難所等の機能を果たすことは極めて難しい。

## 2. 住民の利便性

- (1) 窓口スペースが狭く分散化しており、町民の皆さんの利便性やサービスの低下を招いている。
- (2) 高齢者・障がい者等に配慮したバリアフリーへの対応が物理的に難しい。  
例えば、洋式トイレも数が少ないことに加え簡易式のものであり、加えて、多目的トイレ等「障害者差別解消法」への対応が物理的に極めて難しいものがある。



- (3) 駐車スペースが狭く、日によっては満車に近い状況も見られる。
- (4) 福祉センターでの催事の際、本来の来庁者用駐車スペースが大幅に圧迫されている。

## 3. 庁舎の機能性等

- (1) 執務スペースが狭隘なため、事務効率の低下が懸念される。特に、当該状況が部署によっては著しい現状がある。
- (2) OAフロア化されていない。
- (3) 組織機構の改編や職員数の増減に伴う執務スペースの変更に対応することが難しい。
- (4) 会議室、倉庫等が明らかに不足している。
- (5) 福祉センターにおいては、町民の皆さんが使用するエリア（2階～4階部分）と行政エリア（教育委員会・産業課・包括支援センター）が混在しているため、セキュリティ確保のためにシルバー職員を配置する等の余分な経費が発生している。
- (6) 子育て支援関連業務について、本庁の福祉保健課と保健センターがそれぞれ事務分担していることから、同業務に携わる保健師を別々に配置する必要がある等、効率的な運用ができていない。

## 第2章 新庁舎整備の基本理念

### 基本理念

従来、主として町の庁舎に求められてきたものは、行政機関と議決機関（議会）が効率的に機能することができる場の確保でした。

しかしながら、今日、町民の皆さんの価値観が多様化し、より高度化していく社会の中で、町の庁舎は単に行政事務や議会活動を行うだけでなく、地方の時代にふさわしい住民自治の象徴として、また町民の皆さんの町政への参画を促す情報提供の場、行政のコミュニケーションを推進する場としての機能が強く求められているところです。

一方で、近い将来の発生が確実視されている南海トラフを震源とする大地震に備え、発災時に防災及び災害復興対策拠点としての機能を有する必要があるものの、建物の老朽化や津波浸水想定区域内にあることにより、その確保が難しい状況にあります。併せて、地震による津波の被害だけでなく町内広範囲に点在するため池の決壊による浸水被害、加えて丸亀市を中心に流れる2級河川金倉川や1級河川土器川の大規模氾濫による浸水想定区域も考慮する中で新庁舎整備の場所を選定する必要があります。

以上のことから、新庁舎整備に当たっては、住民自治の象徴として、町政への参画を促し行政とのコミュニケーションを推進する場とすることを基本とし、町民サービスの向上につながる、かつ災害対策本部としてふさわしい機能を備えた施設となることを目指します。

## 第3章 新庁舎整備の基本方針

### 1 基本方針設定に向けた視点

#### (1) 庁舎として基本的性能を満たすこと

庁舎をはじめとする公共建築物は、建築物としての「基本的性能」を満たし、かつ、災害時にも対処できるといった高度な性能が求められており、以下に示すような基本的要件を満たせるよう留意する必要があります。

【安全性】耐火・耐震・耐水等の構造的な基本性能を満たし、防災拠点としての機能を担うとともに、個人情報保護をはじめとするセキュリティが徹底されること

【機能性】施設利用上求められている性能を十分に備えていること

【快適性】快適な内部環境を提供すること

【耐久性】公共財産として長期にわたって使用できること

【経済性】適切なコストでの運営が可能であること

【先進性】バリアフリー、地球環境への配慮などユニバーサルデザインの理念を尊重し、建築に求められる新たな役割等について積極的に取り組む姿勢が求められること

#### (2) 多数の町民が訪れる施設であること

町役場には、高齢者・障がい者・子ども連れなど様々な町民の皆さんが来庁する窓口が集中しており、業務の円滑な遂行に留意し、混乱の起きることのないよう、来庁目的に応じて機能的に窓口部署等を配置することに配慮し、より質の高いサービスを提供することが求められています。また、便利なアクセス、駐車場、駐輪場等の適正な確保などにも十分配慮する必要があります。

### 2 基本方針

#### (1) 町民にとってわかりやすく、人にやさしい庁舎（行政サービス機能）

多くの町民の皆さんが利用する庁舎は、誰にでもわかりやすく親しみのある場所でなければなりません。ワンストップサービスなど窓口サービスの充実や来庁者のスムーズな動線、さらには十分な駐車スペースの確保など、町民の皆さんの利便性を向上させることが重要となります。また、ユニバーサルデザインの導入による、すべての人にやさしい場の創出が求められています。

#### (2) みんなが集いやすい庁舎（町民との協働機能）

住民自治の拡充が求められる中で、町民の皆さんと行政との協働のまちづくりの重要性がより一層高まっています。

そのため、活動の拠点となる会議室やワークショップのできるスペースなどの参加型空間の整備とセキュリティを確保しつつ、これらの施設を閉庁時に活用できるように検討する必要があります。

### (3) 情報が行き交い、明るく開かれた庁舎（情報共有拠点機能）

地域の特性などの個性あふれる魅力を発信可能な展示コーナー、コンピューターを活用した双方向型の情報コーナーなどの整備充実が求められています。

また、IT等を活用した行政サービスの電子化に対応できる環境整備が求められている行政情報の透明性の確保に努め、正確にわかりやすく提供できる町政情報発信機能の充実や情報システムにおける高度なセキュリティ対策と個人情報保護対策について考慮する必要があります。

### (4) 親しまれ、憩いの場となる庁舎（文化交流と憩いの機能）

町民の皆さんが気軽に来庁し、利用できる庁舎づくりの観点から、町民交流スペースとなる開放的なロビーや町民ギャラリーなどの文化・交流空間の整備が望まれています。また、誰もが利用でき、気軽にくつろぐことができる談話コーナー、緑地の整備など、憩いのスペースの確保についても検討が必要です。

### (5) 町民の命を守る庁舎（防災拠点機能）

今後、高い確率で発生すると言われている東南海・南海地震、また台風による風水害等さまざまな災害から町民の皆さんの生命・財産を守るため、災害発生時には迅速かつ機動的な対応ができ、災害発生後は的確確実な対応ができる防災拠点施設としての機能を十分に備えた庁舎でなくてはなりません。

そのためには、防災機能を発揮することができる十分な耐震性能を有することが必要となります。

### (6) 機能的で柔軟性のある庁舎（効率的な執務機能）

行政事務の効率を高めることが町民サービス向上につながるため、庁舎機能の主要部分を構成している執務スペースは、機能的で動線が確保された働きやすい環境であることが望まれます。また、併せて組織機構や職員数の変化に対応した執務スペースの変更が容易にできる機能を備えていることが必要となります。

### (7) 環境にやさしい庁舎（環境配慮型施設機能）

地球温暖化防止の観点から、太陽光発電、自然採光や自然通風、雨水再利用、外断熱工法などのエネルギーの省力化をはじめ、計画から建築、運用、廃棄までのサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、環境保全対策の模範となる環境配慮型施設（グリーン庁舎）としての庁舎整備を目指す必要があります。

## 第4章 新庁舎の整備位置及び規模

### 1 新庁舎の整備位置

現庁舎の立地エリアは、多度津駅に近く県立高校・町立小学校・同幼稚園などの教育施設や中央公民館、また本庁機能の一部が配置されている福祉センターが立地するなど、主要な行政機関等が集中しており、町民の皆さんにとっても利便性の高いエリアとなっています。

しかしながら、現庁舎は津波による浸水想定区域内にあるため、南海トラフを震源とする大地震による津波が発生した場合には、防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれがあることから、新庁舎については浸水想定区域外に整備することを大前提として考える必要があります。

この大前提の中で、整備候補地として現庁舎に近く、用地取得等新たな財政的な負担や用地取得に必要な期間を考慮すると、「町有地」が考えられ、現時点で対応可能な用地としては、多度津駅東側の現パークアンドライド駐車場用地北側に隣接する約 4,900 m<sup>2</sup>の町有地があり、また、現在同駐車場用地として活用している約 5,700 m<sup>2</sup>を加えると最大 10,600 m<sup>2</sup>の用地の確保も可能となります。

これらの状況とまちづくりの観点から、以下の要件などについて十分考慮した結果、前述の多度津駅東側の町有地（パークアンドライド駐車場用地を含み要検討）が整備地として最も適切であると考えられます。

また、多度津駅周辺開発整備については、新庁舎の整備とともに、多度津駅のバリアフリー化、駅前・駅南口広場の整備、パークアンドライド駐車場のあり方や民有地の活用も含めて、どのように活性化・にぎわいづくりを図っていくか検討を進めていきます。

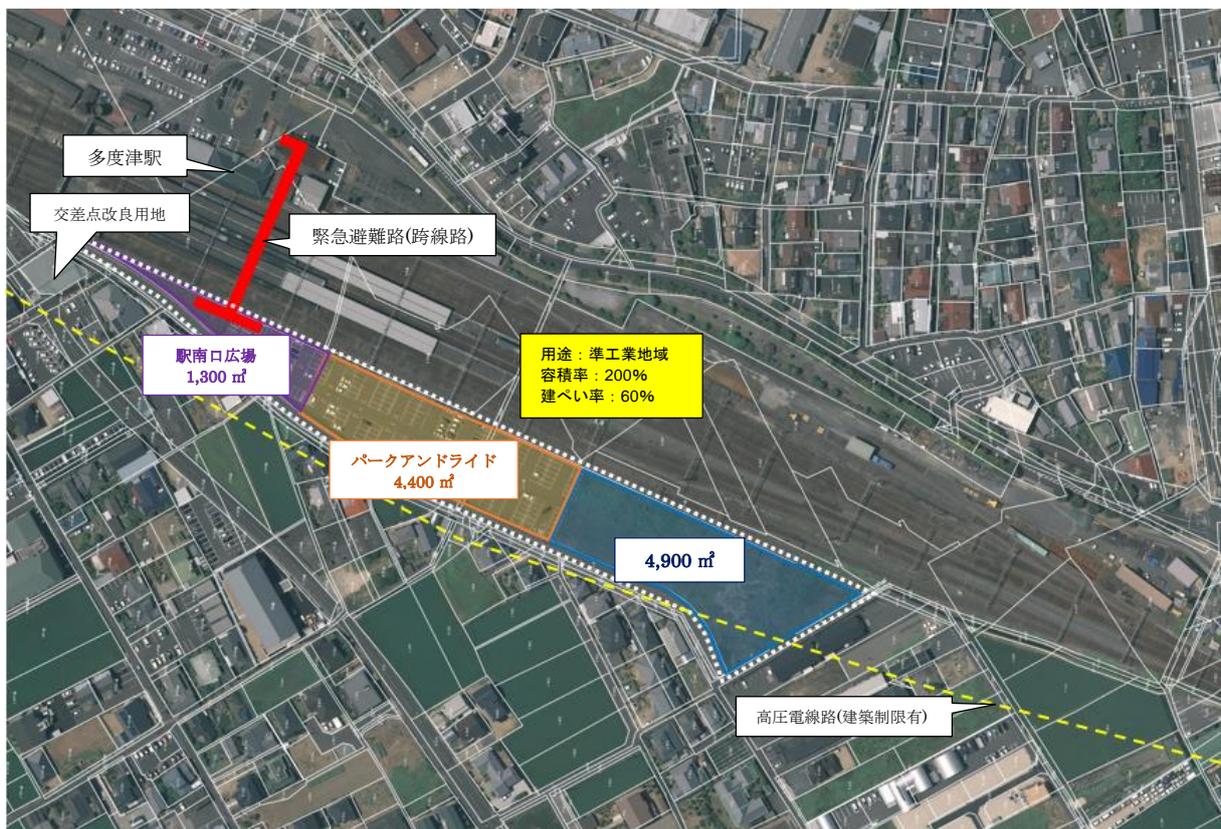
さらに、現庁舎及び福祉センターの跡地利用については、有効活用ができるよう検討してまいります。

#### 【まちづくりの観点】

- ①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画との整合性
- ②市街地の活性化
- ③公共交通体系（JR 多度津駅からの動線確保）対応と町民の皆さんの利便性
- ④防災拠点としての機能と機動性（免震対策等）

なお、当該候補地については、以下の点について留意する必要があります。

- (1) 大地震による津波以外の災害時における対応策の検討
- (2) アクセス道路となる町道などの拡幅・整備改良、排水施設など周辺環境の整備
- (3) 職員駐車場用地等の確保
- (4) 現庁舎からの移転による対応として、コミュニティバスやデマンドタクシーなどの運用による公共交通手段の確保
- (5) JR多度津駅の緊急避難路のバリアフリー対応策としてエレベーターを設置



新庁舎整備候補地周辺の状況

## 2 新庁舎の適正な規模

新庁舎の規模については、将来の行政需要、職員数等を考慮して、次のように設定することとします。

### (1) 将来の職員数の推計

平成 29 年 4 月 1 日現在、正規職員数は 192 人ですが、行政改革実施計画における「定員適正化計画」に数値目標として掲げる 195 人、ならびに平成 30 年 4 月 1 日に水道事業が広域化されることなどに伴う機構改革等を考慮して、平成 33 年 4 月 1 日における本庁部分（出先関係職員を除く）の正規職員数を 129 名と想定します。

一方で、現在の再任用・臨時・嘱託職員等の非正規職員数 58 人から、同時期の本庁部分の想定人数を 50 人と想定します。

よって、平成 33 年 4 月 1 日現在の本庁部分に係る正規・非正規職員の合計数を 179 人と想定することとします。

### (2) 議員数

町議会の議員数は、現在の議員定数である 14 人とします。

### (3) 庁舎規模算定について

庁舎規模を算定するにおいて、以下の方法を用いることとします。

ア 総務省「庁舎整備事業費の標準的な事業費について（平成 23 年度より廃止）」に基づく算定方法 **《資料 1》**

庁舎必要面積算定で一般的に用いられている地方債同意等基準運用要綱における「庁舎整備事業費の標準的な事業費について（平成 23 年度より廃止）」を参考に、新庁舎に必要な延床面積を算出しました。

起債事業算定基準とは、庁舎面積の最小限の規模を想定し必要面積のうち起債の対象となる面積を示したもので、町民関連機能を含んでないことから、実情にあった規模に調整して最終的な必要面積を想定すると、庁舎面積は 4,475.46 m<sup>2</sup>となります。

イ 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定方法 **《資料 2》**

標記基準に準じて、各諸室の基準面積を算定することとしますが、議会機能等固有業務室（算定式に含まれないため別途加算）を加えると 4,603.43 m<sup>2</sup>となります。

以上の算定結果及び福祉センターの会議室機能（698.81 m<sup>2</sup>）も考慮し

**庁舎の規模は、5,000 m<sup>2</sup>程度とします。**

**《資料 3》**

※ この庁舎規模については、現有面積及び 2 方式で算出した面積にそれぞれ会議室加算分を加えたものの平均としました。なお、今後、事業計画を具体化させていく過程で、専門家の意見等を取り入れつつ、より詳細な検討を行った上で、最終的に確定することとします。

## 第5章 新庁舎整備における財源の検討と事業手法

### 1 緊急防災・減災事業債の活用について

現庁舎については昭和45年に建設されて以来50年近い年月が経過し、老朽化が著しく早急な対応が求められています。また、現庁舎の立地場所が津波による浸水想定区域内にあることから、浸水想定区域外への移転も求められています。

こうしたことから、新庁舎の整備に当っては中長期的な財政への影響を考慮し、有利な交付税措置のある緊急防災・減災事業債の活用を前提に検討を行っているところです。ただし、当該事業債の適用は平成32年度までであることや、対象が現庁舎面積を上限とされることなどに留意する必要があります。

### 2 新庁舎整備にかかる事業費及び財源

#### (1) 事業費

全体事業費については、当該基本構想を基に、今後の計画の中で詳細に検討することとしますが、建設工事費の他に、設計委託費、旧庁舎解体費、備品購入費、移転費等が考えられます。

町の財政事情を考慮し、今後の検討において可能な限り、全体事業費の縮減を図る必要があります。また、最近の労務単価や資材費等の急激な高騰という不確定な要素もあることから、経済的・効率的な新庁舎とするべく、ライフサイクルコストを踏まえた設計・設備・配置とします。

#### (2) 財源

一般事業債（一般分）及び一般財源ならびに庁舎整備基金（平成28年度末で1億円）を充てる方法が一般的ですが、緊急防災・減災事業債の期限が平成32年度まで延長されたことに伴い、対象事業費の100%に充てるだけでなく併せてその70%が交付税措置される当該起債を活用することにより、一般財源による当初負担を30%に抑えることが可能となります。

今後も可能な限り基金の充実に努め、財政負担の軽減や世代間負担の平準化を図られるよう努めます。

### 3 事業手法の検討

一般的な自治体主導以外にも、官民が相互に連携して公共サービスの提供を行うPPP（官民連携：PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式等）などのスキームもありますが、時間的な制約が大きい、あるいはそれぞれのスキームの実績による効果等を検証するに足るデータが乏しいなどの理由により、従来どおり自治体主導による「制限付一般競争入札」により進めたいと考えています。

## 第6章 新庁舎整備スケジュール

新庁舎の整備については、前述したように「緊急防災・減災事業債」を活用することを前提とし、その適用期限が平成32年度であることから、当該年度末を完成時期として下記のとおり設定することとします。

庁舎整備に係る工程表

事項／年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
基本構想					
基本計画					
基本設計・実施設計					
新庁舎建設					
解体等					

## 《 資 料 編 》

資料 1 総務省「起債算定基準」に基づく算定

資料 2 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定

資料 3 現庁舎及び関連施設と算定基準との比較

算定基礎となる職員数

**総務省「地方債同意等基準運用要綱」中「【別紙2】 庁舎整備事業費の標準的な事業費について」(以下「起債事業算定基準」という。)に基づく算定 《資料1》**

※ 同基準については、庁舎整備事業の起債算定の際に用いられる方法で職員数が算定基礎となっており、平成23年度に廃止されたものの他に標準的な算出根拠が無いことから、庁舎の床面積を算定する方法として採用することとしました。

**総務省「起債事業算定基準」**

室名		面積基準						算定面積
(イ) 事務室		常勤職員数×換算率×4.5 m <sup>2</sup>						1,242.45
換算率表	区分	特別職	部長級	課長級	補佐・係長級	一般職(左欄は技士)		計
	計画職員数(平成33年)	3	—	12	52	5	107	179
	換算率	12.0	—	2.5	1.8	1.7	1.0	—
	換算職員数	36.0	—	30.0	93.6	8.5	107.0	276.1
(ロ) 倉庫		事務室面積(イ)×13%						161.52
(ハ) 会議室等	会議室・電話交換室・便所・洗面所等	常勤職員数(179名)×7.0 m <sup>2</sup> (最小面積350 m <sup>2</sup> )						1,253.00
(ニ) 玄関等	玄関・広間・廊下・階段・その他	上記各室面積合計(イ+ロ+ハ:2,656.97 m <sup>2</sup> )×40%						1,062.79
	追加可能分	上記各室面積合計(イ+ロ+ハ:2,656.97 m <sup>2</sup> )×10%						265.70
(ホ) 議事室	議場・委員会室・議員控室等	議員定数(14名)×35.0 m <sup>2</sup>						490.00
(ヘ) 車庫	地上部	自動車台数(61台)×25.0 m <sup>2</sup>						1,525.00
	地下車庫	自動車台数(61台)×50.0 m <sup>2</sup>						—
合計(車庫部分を含む)		4,475.46(6,000.46)						

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定

《資料2》

※ 同基準については、庁舎整備事業に適用するにあたり、地方小官署（県単位以下の署・所）の換算率がほぼ起債事業算定基準と同じであることから、起債申請換算職員数を適用します。また、固有業務室中、議会関係は総務省「起債事業算定基準」を適用します。

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

室名		面積基準						算定面積	
<b>(ア) 執務面積</b>								<b>1,214.84</b>	
事務室	常勤職員×換算率×4.0㎡×補正率1.1							1,214.84	
換算率表	区分	特別職	部長級	課長級	補佐・係長級	一般職（左欄は技士）	計		
	計画職員数（平成33年）	3	—	12	52	5	107		179
	換算率	12.0	—	2.5	1.8	1.7	1.0		—
	換算職員数	36.0	—	30.0	93.6	8.5	107.0		276.1
<b>(イ) 付属面積</b>								<b>571.61</b>	
会議室	大会議室・中会議室・小会議室	職員100人当40㎡、10人増毎に4.0㎡×補正率1.1						79.20	
電話交換室	休憩室、電池室、その他所要付属室	換算人員240～320人の場合：36㎡						36.00	
倉庫		執務面積（1,214.84㎡）×10%						121.48	
宿直室	含押入れ、踏込等	1人10㎡、1人増毎に3.3㎡増						13.30	
庁務員室	含押入れ、踏込等	1人10㎡、1人増毎に1.65㎡増						11.65	
湯沸室		6.5㎡（2坪）～13.0㎡（4坪）（1箇所3坪×5階で想定）						48.75	
受付		1.65㎡×（人数×1.3）、最小6.5㎡（5人で想定）						10.73	
便所・洗面所		全職員数が150人以上：1人当たり0.32㎡						56.32	
医務室		全職員数が150～200人未満：85㎡						85.00	
売店		全職員数が150人以上：1人当たり0.085㎡						13.18	
食堂・喫茶		全職員数が150～200人未満：75㎡						75.00	
理髪室		全職員数が90～290人未満：21㎡						21.00	
<b>(ウ) 固有業務室</b>								<b>1,140.00</b>	
業務支援室	相談室（10㎡×3室）・印刷室（50㎡）							80.00	
議会機能	議場・委員会室・議員控室等 → 議員定数（14名）×35.0㎡							490.00	
窓口機能	資料室（50㎡）							50.00	
防災機能	防災対策（危機管理）室							100.00	
保管機能	書庫（30㎡×1室×5階）・備品庫（30㎡×1室×3階）							240.00	
福利厚生機能	休養室（30㎡）・更衣室（100㎡）							130.00	
その他	サーバー室（50㎡）							50.00	
<b>(エ) 設備関係面積《←有効面積（ア～ウ）：2,926.45㎡》</b>								<b>514.00</b>	
機械室	冷暖房	有効面積（ア～ウ）2,000㎡～3,000㎡未満：436㎡						436.00	
電気室		有効面積（ア～ウ）2,000㎡～3,000㎡未満：78㎡						78.00	
自家発電室		有効面積（ア～ウ）2,000㎡～3,000㎡未満：—㎡						—	
<b>(オ) 交通部分《←有効面積（ア～エ）3,322.81㎡×35%》</b>								<b>1,162.98</b>	
交通部分	玄関・廊下・階段室等	上記ア～エの面積計×35%（事務室・会議室は補正前）						1,162.98	
<b>合計</b>								<b>4,603.43</b>	

※（ ）内は本町において該当しない施設と思われるが、算定基準に含まれるため「参考値」として算入する。

公用車庫	自動車台数（61台）×18.0㎡	1,098.00
------	------------------	----------

(5,701.43)

## 現庁舎及び関連施設（本庁舎機能分）と算定基準との比較

《資料3》

単位：㎡

室名	本庁舎機能分	総務省算定基準	国土交通省算定基準
事務室	1,587.62	1,242.45	1,214.84
倉庫	853.20	161.52	121.48
会議室等	304.67	1,253.00	1,614.13
交通部分	691.87	1,328.49	1,162.98
議事堂等	447.41	490.00	490.00
計	3,884.77	4,475.46	4,603.43
会議室加算（GWC）分	698.81	698.81	698.81
合計	4,583.58	5,174.27	5,302.24
平均	5,020.03（28.04㎡／職員一人当たり）		

※ 本庁舎機能分については、本庁舎に福祉センター及び保健センターにおいて本庁舎機能分として使用している面積を加えたものである。

また、会議室加算（GWC）分については、福祉センターにおいて住民へ開放している会議室部分（大ホール他）を積算したものであり、現有面積及び2方式で算出した面積にそれぞれ会議室加算分を加えたものの平均を下段に揭示しています。

## 算定基礎となる職員数

単位：人

部署名	正規職員数	再任用・臨時・嘱託等	合計
議会事務局	2	再1	3
町長公室	6	派遣等4＋町長・副町長2	13
総務課	11	島1	16
政策企画課	7		7
建設課	11	臨1	12
出納室	4		4
福祉保健課	14	臨9＋包13	36
住民課	13	嘱3＋臨3＋島1	20
税務課	13	嘱2＋臨2	17
上下水道課	13	（事業団合併後は、全員本庁へ）再1＋臨3	17
環境課	9	（9人中、6人は残留）再1＋臨1	11
産業課	9	県より派遣1	12
教育課	11	給食1＋幼17＋学3＋教育長1	38
保健センター	8	嘱2＋臨2	12
消防本部	35	臨1	36
合計	166	30	58
うち本庁外職員	△41	△26	△8
本庁内職員数	125	4	50

※ 部署名については、平成30年4月1日実施予定の機構改革により、若干変更になる可能性があります。併せて、平成33年4月1日までは退職・新規採用等の人事異動等で職員数が多少前後することは考えられますが、平成29年4月1日現在の人数で推移することを前提とします。